

新潟県職員の公益通報に関する要綱

平成 18 年 6 月 14 日制定
平成 19 年 9 月 12 日改正
令和 4 年 4 月 1 日改正
令和 4 年 6 月 1 日改正
令和 7 年 4 月 1 日改正

第 1 目的

この要綱は、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）の施行に伴い、職員の職務遂行に当たっての法令違反について、これを知った職員からの通報を受け付ける体制を整備し、違法な状態の発生防止や是正を図る等適切な措置を講ずることにより、公正な県政の運営に資することを目的とする。

第 2 定義

- 1 この要綱において「職員」とは、知事部局及び労働委員会事務局に所属する職員並びに当該通報の日前一年以内に知事部局又は労働委員会事務局に所属した職員（臨時職員及び非常勤職員を含む。）とする。
- 2 この要綱において「公益通報」とは、県政の適法かつ適正な執行を期するために、職員により行われる通報をいう。
- 3 この要綱において「公益通報職員」とは、公益通報を行う職員をいう。

第 3 通報窓口等

- 1 職員は、総務部長、総務部行政改革課長又は別に指定する弁護士資格を有する者に対して、公益通報を行うものとする。
- 2 総務部行政改革課長は、受け付けた公益通報について総務部長に報告するものとする。
- 3 総務部長及び第 1 項に規定する弁護士資格を有する者は、通報処理責任者として、受け付けた公益通報（総務部長にあつては、前項により報告を受けた公益通報を含む。）の処理を行うものとする。

第 4 公益通報対応業務従事者

- 1 知事は、通報窓口において受け付ける公益通報に関して公益通報対応業務を行い、かつ、当該業務に関して公益通報職員を特定させる事項を伝達される者を、公益通報対応業務従事者（以下「従事者」という。）として定める。
- 2 従事者は、総務部関係職員をもって充てる。
- 3 知事は、公益通報の調査、是正等のために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者を従事者として定めることができる。この場合において知事は、書面により、従事者となる者に対し従事者に指定した旨を通知するものとする。

第 5 公益通報の対象等

- 1 職員は、職務上の行為に関し、次の各号のいずれかの事実を知り得たときは、公益通報を行うものとする。
 - (1) 公益通報者保護法及び個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の

保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法律として公益通報者保護法別表に掲げるもの（これらの法律に基づく命令を含む。以下この項において同じ。）に規定する罪の犯罪行為の事実又は公益通報者保護法及び同表に掲げる法律に規定する過料の理由とされている事実

(2) 公益通報者保護法別表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが前号に掲げる事実となる場合における当該処分の理由とされている事実（当該処分の理由とされている事実が同表に掲げる法律の規定に基づく他の処分に違反し、又は勧告等に従わない事実である場合における当該他の処分又は勧告等の理由とされている事実を含む。）

2 公益通報に際しては、当該公益通報に関する調査を的確に行うため、公益通報職員は次の事項を明らかにして、親展文書（封書）又は電子メールにより、第3第1項に掲げる者に対し行うものとする。

(1) 氏名及び所属（当該通報の日前一年以内に知事部局又は労働委員会事務局に所属した職員が公益通報を行う場合にあつては、当該所属）。ただし、匿名による通報についても、実名による通報と同様に取扱うものとする。

(2) 連絡先

(3) 発生し、又は発生しようとしている法令違反行為等の内容

(4) 法令違反行為等を知った年月日

(5) 法令違反行為等の内容を知った経緯

(6) 法令違反行為等の内容を裏付ける資料の有無

第6 公益通報の受理

1 通報処理責任者は、公益通報を受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を、副知事を通じて知事に報告するとともに、公益通報職員に対し遅滞なく通知するものとする。

2 第3第1項に規定する弁護士資格を有する者は、前項の規定による報告に当たり、第7に規定する調査の実施について意見を述べ、又は助言をすることができる。

第7 調査の実施

1 副知事は、通報処理責任者から公益通報を受理した旨の報告を受けたときは、調査の必要性を十分に検討し、公益通報職員の秘密保持に配慮しつつ、関係部局等に対し、適当な期限を付した上で必要な調査を指示し、その報告を求めることにより調査を実施するものとする。

2 関係部局等は、副知事から調査の指示を受けたときは、公益通報職員の秘密保持に配慮しつつ、速やかに必要な調査を行うとともに、その結果を遅滞なく副知事に対し報告するものとする。

3 副知事は、関係部局等から調査結果の報告を受けたときは、その内容を知事に報告するとともに、通報処理責任者に対し、遅滞なく通知するものとする。

4 通報処理責任者は、副知事から調査結果の通知を受けたときは、その内容を公益通報職員に対し、遅滞なく通知するものとする。

第8 調査結果に基づく措置の実施等

1 関係部局等は、第7に規定する調査の結果、法令違反行為等の事実が明らかになったときは、速やかに是正措置及び再発防止策等をとるとともに、その内容を副知事に対し報告するものとする。

2 副知事は関係部局等からは是正措置等の報告を受けたときは、その内容を知事に報告

- するとともに、通報処理責任者に対し遅滞なく通知するものとする。
- 3 通報処理責任者は、副知事から是正措置等の通知を受けたときは、その内容を公益通報職員に対し、遅滞なく通知するものとする。

第9 公益通報職員の保護

- 1 公益通報職員は、通報をしたことによって、いかなる不利益な取扱いも受けない。
- 2 正当な公益通報に係る文書及び公益通報職員に関する情報は、非公開とする。
- 3 公益通報職員は、正当な公益通報を行ったことによって不利益を受け、又は受けるおそれがあると判断したときは、通報処理責任者に対しその旨の通報を行うことができる。

第10 関係事項の公表

知事は、毎年度、公益通報の件数等必要と認める事項を公表するものとする。

第11 補則

この要綱に定めるもののほか、公益通報に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年9月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。